○生活困窮者世帯に対する燃料費の援助に関する要綱

平成２０年１２月１７日要綱第１５号

改正

平成２２年９月１日要綱第９号

平成２５年９月２日要綱第２６号

平成２９年１０月１０日要綱第１２号

令和５年１２月８日要綱第１１号

令和６年１０月２５日要綱第７号

令和８年９月１日要綱第３号

生活困窮者世帯に対する燃料費の援助に関する要綱

生活困窮者世帯に対する燃料費の援助に関する要綱（平成４年１２月２０日要綱第３号）の一部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、冬期間の暖房用燃料費の確保が著しく困難と判断される世帯に対し、次に定めるところにより燃料費（以下、福祉灯油等という。）の援助をすることによって生活の安定を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

（援助対象）

第２条　福祉灯油等援助対象世帯（以下「対象世帯」という。）は、毎年１２月１日現在において広尾町内に居住し、かつ、引き続き冬期間を通して居住する見込みのある世帯で、次項に掲げる世帯を対象とする。

２　対象世帯とは、生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号）に基づく基準額に、３割加算した年収額以下であると認められる世帯で、次に掲げる世帯を対象とする。ただし、町長が特に必要と認めた世帯については、この限りではない。

(1)　高齢者世帯（世帯全員が６５歳以上）

(2)　障害者世帯（身体障害者手帳１級又は２級）

(3)　療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有する世帯員がいる世帯

(4)　ひとり親世帯（広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第２条第２項に規定する世帯）

(5)　生活保護法による保護を受けている世帯

(6)　生活困窮世帯

(7)　社会福祉施設入所者及び病院等に入院中の世帯、広尾町生活支援ハウスに入居している世帯を除く。

（申請及び決定）

第３条　福祉灯油等の支給を受けようとする対象世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、支給を受けようとする年度の２月末日までに申請書（別記第１号様式）を町長に提出するものとする。

２　町長は、前項の申請書を受理した場合には、広尾町民生専門委員設置規則（昭和５０年規則第１４号）による委員に諮問し、その答申により、福祉灯油等の支給の可否を決定し決定通知書（別記第２号様式、別記第３号様式又は別記第４号様式）により通知するものとする。

（援助の額）

第４条　福祉灯油等の援助は、現物支給とし灯油２００リットル相当額を援助する。

（援助の方法）

第５条　町長は、対象世帯に対し福祉灯油引換証（別記第５号様式）と燃料販売事業者に対する指示書を交付し、受給者はそれぞれの燃料販売事業者に指示し、事業者は町長の指示書によって現物を支給し、広尾町に請求するものとする。ただし、薪・石炭・電気・ガス等の場合にあっては、灯油同額相当分の商品券（１１月１日基準の公油種単価で算出）を支給する。

２　燃料販売事業者は広尾町内の販売事業者とする。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２０年１２月１７日から施行する。

２　第２条第２項第５号の対象世帯については、国の原油価格高騰対策を鑑みながら毎年見直すこととする。

（経過措置）

３　第２条第２項の年収額については、平成２５年度申請分から当分の間、生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号）の改定にかかわらず、平

成２４年度判定に用いた年収額と比較して高い方の額を適用する。

（令和５年度における特例）

４　令和５年度に限り、第４条中「１００リットル」とあるのは「２００リットル」と、「６０リットル」とあるのは「１６０リットル」と読み替えるものとする。

附　則（平成２２年要綱第９号）

この要綱は、平成２２年１０月１日から施行する。

改正文（平成２５年要綱第２６号抄）

平成２５年８月１日から適用する。

附　則（平成２９年要綱第１２号）

この要綱は、平成２９年１１月１日から施行する。

附　則（令和５年要綱第１１号）

この要綱は、令和５年１２月８日から施行する。

附　則（令和６年要綱第７号）

この要綱は、令和６年１１月１日から施行する。

附　則（令和８年要綱第３号）

この要綱は、令和８年９月１日から施行し、令和８年１１月１日から適用する。